

平成 27 年 8 月 12 日

章	頁	項目	誤	正
2	2-10	4. 3 補助金 交付申請の提出 書類	※ 請負契約による住宅にあつては、<u>確認申請書の写し、建築確認済証の写し、建築工事届の写し、長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本の写し、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</u>は、<u>実績報告時に提出</u>していただくこととなります。 また、既に建築確認済証や長期優良住宅建築等計画の認定通知書を取得されている場合であっても、それらの書類は実績報告時に提出していただき、交付申請においては、「<u>⑭長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書【様式 7】</u>」が必要となりますのでご注意ください。	※ 請負契約による住宅にあつては、<u>確認申請書の写し、建築確認済証の写し、建築工事届の写し、長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本の写し、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</u>は、<u>実績報告時に提出</u>していただくこととなります。 但し、交付申請時に長期優良住宅建築等計画の認定通知書を <u>取得されている場合</u> は、「<u>⑭長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書【様式 7】</u>」または、「<u>⑯長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本の写し 及び ⑰長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</u>のどちらかを提出して下さい。長期優良住宅建築等計画の認定通知書を <u>取得していない場合</u> は、「<u>⑭長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書【様式 7】</u>」を提出して下さい。
2	2-11	4. 3 補助金 交付申請の提出 書類	⑮確認申請書（第一面～第 <u>五</u> 面）の副本の写し	⑮確認申請書（第一面～第 <u>六</u> 面）の副本の写し
2	2-19	6. 4 実績報 告の提出書類	⑰確認申請書（第一面～第 <u>五</u> 面）の副本の写し	⑰確認申請書（第一面～第 <u>六</u> 面）の副本の写し
5	5-8	3. 2 補助対 象となる経費	※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの（例：エアコン、カーテン、ペレットストーブなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、太陽光発電や高効率給湯器の補助（国庫補助が含まれるもの）を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。なお、太陽光発電設備について、再生可能エネルギーの固定買取制	※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの（例：エアコン、カーテン、<u>ブラインド、日射調整フィルム、遮熱シート・遮熱塗料</u>、ペレットストーブなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、太陽光発電や高効率給湯器の補助（国庫補助が含まれるもの）を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。なお、太陽光

			度において全量買取の対象となる太陽光発電設備は補助対象外です。	発電設備について、再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取の対象となる太陽光発電設備は補助対象外です。
5	5-18	6. 4 実績報告の提出書類	⑰確認申請書（第一面～第 五 面）の副本の写し	⑰確認申請書（第一面～第 六 面）の副本の写し
5	5-19	6. 4 実績報告の提出書類	⑳太陽光等再生可能エネ発電設備及び連携した定置型蓄電池の設置状況写真【様式 15- 3 】	㉑太陽光等再生可能エネ発電設備及び連携した定置型蓄電池の設置状況写真【様式 15- 2 】